

こべる

11 1995

こべる刊行会

NO. 32

部落解放同盟綱領改正案をめぐって②

部落解放同盟綱領改正をめぐる論理的諸問題
小森龍邦

ひろば⑩

〈視界の相互性〉の拡幅をめざして
——ともいきみかずさんの批判にかかわっての再論
八木晃介

第26回『こべる』合評会から

部落解放同盟綱領改正をめぐる論理的諸問題

小森龍邦（前部落解放同盟中央本部書記長）

「身分と階級の統一的把握」を明確にした八 四年綱領

部落解放同盟の現綱領は一九八四年に改正されたものである。それは一九六〇年に作成された綱領の改正作業であつて、おおよそ四半世紀ぶりの改正といふものであつた。

当時の状況は、日本共産党が部落解放同盟の綱領前文の文章を最大限に利用した、いわゆる「階級一元化」の理論をふりまいていた。

「部落の完全な解放は、労働者階級を中核とする農・漁民、勤労市民、青年・婦人、知識人など、すべての圧迫された人民大衆の解放闘争の勝利によつて、日本の真の民主化が達成されたときはじめて実現する」（一九六

〇年、第十五回全国大会決定）

この綱領の文章をうまく利用して「労働者階級の解放なくして、部落解放なし」との命題を宣伝して、労働者階級の解放のために闘っている日本共産党の主張に従うことが、部落解放の道であると主張していたといふものである。

実は、「労働者階級の解放なくして、部落解放なし」につづいて、その裏返しとも言うべき「部落の解放なくして労働者階級の解放なし」とつづくこの論理の一面だけを日本共産党は利用していたのである。

できるだけかかるセクト主義的、独善的な主張を整理する必要に迫られていた。つまり「階級一元化」の理論によつて、身分解放闘争の独自の性格がかき消されてしまふことへの理論的対応が必要であつた。

六〇年綱領における、「すべての圧迫された人民大衆の解放闘争の勝利によって」の表現を、いかにも日本共産党の主張するものと同じ論理であり、部落解放同盟中央本部が、綱領に違反して右傾化しているのだという宣伝をくりかえしていたからである。

「部落の解放なくして民主主義は実現されない。部落の解放は日本民主化の重要な課題である。部落の完全な解放は、差別と闘う国際的な運動と連帯を強め、被差別各層と共同し、労働者階級を中心とする農漁民・勤労市民・中小企業者・青年・婦人・知識人・宗教人など、広範な国民大衆の人権闘争の勝利によって、日本の真の民主化が達成されたときはじめて実現する」

読みすすんで行くとすぐに気付かれると思うが、「人民大衆の解放闘争」といういかにも階級史観に基づく、社会主義革命を連想させるような表現となっていたものを一九八四年の綱領では、この部分が悪用されることに配慮して、「広範な国民大衆の人権闘争の勝利によって」と改めた。

六〇年綱領を、共産党とその配下の全解連などが部分的に悪用しなければ、あのままでも「階級一元化」の弊害を克服できなくもなかった。それは次の文章がづづいていたからである。

「部落民はいくつかの階級に分かれているが全体としては一つの身分階層として共通の利害と共通の意識の絆で結ばれている」

このように「一つの身分階層として共通の利害と共通の意識の絆」の存在することを明確に打ち出すことによって、単なる「階級一元化」では部落差別の具体的な諸問題に対応することはできないとされていたのである。

しかし、これをさらに的確に表現して、部落差別の独自の性格を打ち出すために、知恵をしぼった。

「部落民はいくつかの階級、階層に分かれているが、全体として独占資本の搾取と圧迫をうけており、ひとつの社会的な身分階層として、部落差別から生まれる共通の利害と感情の絆で結ばれている」

ここで問題にしなければならないのは「共通の利害と感情の絆」なるものに、「部落差別から生まれる」との文章をわざわざそこに冠して、「階級一元化」のあやまちに陥らないように配慮したことである。

さらに、六〇年綱領では、「共通の利害と共通の意識」というところを「意識」を「感情」という文言に変えて表現した。それは、「意識」は「意識的」という言葉に積極性がうかがえる。しかし、ここでいう共通の「心的活動」「心的状況」は、きわめてゆるやかなもので、理

論化された共通の能動的な「心的状況」と断定的に表現してはならないと考えたからに他ならない。意識的用語にくらべて、観念は「心的状況」としては一段と弱い。

それにくらべても感情なるものは、さらに漠然としている。その漠然たる感情を社会科学的に、いわゆる解放理論によって高めなければならぬとする気持ちが内包され、そのとりくみが予定されていたのだ。

そのために、すべてを身分解放闘争に一元的に解消させないように、「ひとつの社会的身分階層として：」とさきに述べた脈絡の前に、「部落民はいくつかの階級、階層に分かれているが、全体として独占資本の搾取と圧迫をうけており」と肝要な社会科学の認識を示したのである。

部落解放運動がある日突然、それまでのものの考え方から離れて新しいものを打ち出すというのは、運動の継続性をそこなうことになる。

従って可能なかぎり六〇年綱領の文脈に沿って、不鮮明なところを補うという手法によった。従って、文章がやや冗長に過ぎるとの批判が出ることをあまんに受けねばならない。

「身分一元化」のにおいが漂う綱領改正案

ところで、今回中央本部が討論に付している綱領案に
おいては、この論理的課題についてはどのように対応しているであろうか。

「我々は、部落の完全解放をめざす。わが同盟の目的は、この一点にある。全ての部落出身者が誇りをもちて故郷を語ることができ、全ての人が差別意識のくびきから解放された社会。全ての人が人権を等しく認め、高め合い、互いの違いを尊重し合う社会。我々は、部落解放の展望をこうした人権確立社会の実現の中に見い出す」

少しばかり、感情的に興奮を覚えるような文脈である。だが、「身分一元化」のにおいを漂わせていることを認めないわけにはいくまい。

「階級一元化」があやまりであるように、ものごとは常に一面的な理解に立つてはならない。

「身分と階級」のからみ合いを正しく把握しなければならぬ。

被差別部落民なる身分に釘づけされているわれわれの仲間の苦しみというものは、それが経済的貧困というこ

とであれ、地域環境の劣悪さの問題であれ、すべて広範な国民大衆に「上見て暮らすな、下見て暮らせ」の社会意識としての差別観念を培養し、支配権力に連なる面々が自らの立場を安全にして強固なものとしつづけることができるというものである。

今日の部落差別は「身分と階級」の相関性が消滅したのか

昨年あたりから、全国大会で、同盟中央の幹部は「身分と階級の統一的把握」という理論はもう古くなったと答弁している。

だが、ここにいる「身分と階級」の相関性は歴史の事実の問題であつて、古いとか新しいとかの価値観で分析し説明できるものではない。

今日の部落差別が「身分と階級」の相関性を持たなくなったというなら、それなりに部落差別の本質的性格というものが歴史的に変貌したのかということになる。

一九六〇年代、あるいは一九八〇年代と比べて、この九〇年代と言われる今日の部落差別が、ついに「階級的からくり」から抜け出て、そこに「身分と階級」の相関性は全く消滅したとでもいうのであろうか。

「階級」なる言葉を嫌つて、ときの支配階級に迎合的に接近し、支配階級からの恩恵を多少でも多く受けようとする姿勢でそんなことを言っているとしたら、闘う部落解放運動の伝統は踏みにじられてしまう。

日本国憲法が言うように、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない」としているところをしつかり味あわねばならない。同盟中央本部がまとめた『新たな解放理論の創造にむけて』という冊子の中に基本法運動に参加している企業者をして、「階級」という言葉が綱領の中にあるのは、面白くないと言わせている部分がある。

部落解放基本法制定要求の運動に協力している企業者を敵視して「身分と階級の統一的把握」ということを言っているのではない。

それは「同対審」答申がいみじくも指摘せざるをえなかった被差別部落民の社会的地位の向上が阻まれたのは明治以後の近代化をたどる日本社会において、「主要な生産過程から疎外され続けたこと」だとする社会的からくりをごまかす暴論に通じると言わねばならない。

階級性をほかしたら憲法改悪論者とも手が組める

内外の反差別共同闘争の強調と矛盾

さて、「我々は、部落の完全解放をめざす。わが同盟の目的は、この一点にある」と言い切ったが、この点は八四年綱領が分析している「部落差別から生まれる共通の利害と感情の絆で結ばれている」といった部落の状況を感性的に、あるいは感情的に扇動したものである。運動だからアジェンションがあつて当然である。だが、「この一点にある」という論理が単純に一人歩きをしたらどうなるであろうか。わが国政界における改憲論の一番先頭を歩んでいる新進党の小沢一郎から、部落解放基本法の早期実現にとめるとの約束を覚書でとりつけさえすれば、「部落の解放をめざす……この一点にある」はたちまちにして、詭弁となつて運動を混乱させてしまう。今にして思えば「普通の国」を主張して、自衛隊の存在を憲法に明文化させ、天皇の元首化もねらう小沢一郎と手を握るために、「社会党一党支持」を改め、かつて日本共産党が「政党支持の自由」を主張していたのと同じ論理を唱えるに至つたということであろうか。

このようなことに思いを巡らして、この綱領改正案の数行を読み続けければ、「それ故に、部落の完全解放を中心的課題としながらも、国内外のあらゆる差別撤廃と人権確立へのとりくみを自らの課題とせざるをえない基本的性格をもつものである」という文章と、早くも、「わが同盟の目的は、この一点にある」との表現の間に、ニユアンスにおいて、相当の乖離が出てくる。

もしこれを一体的なものと柔軟に考えたものというなら、部落の完全解放は国内外の人権確立を統一的に把握するということである。

ひいては、「身分差別」を生み出した階級的からくりとを統一的に把握するということとも通ずる。

現綱領はこのことにもふれて既に明確に規定している。

「部落解放が日本における平和と民主主義、そして労働者階級、勤労大衆の権利の前進の基礎であることを自覚し、使命感をもって闘わねばならない」

しかも、この考え方には「周辺地域の利益をも前進させつつ、究極の目標である部落完全解放を達成するため

の闘争」だとする部落解放運動の社会的正当性を念には念を入れて確認している。

部落差別の「社会的存在意義」の命題を削除することにねらいがあるのか

いま何故に同盟綱領の改定作業と取り組まなければならないのであろうか。

現綱領が明確に規定している「全国に散在する六千部落、三百万の部落民は、前近代社会から今日に至るもお階級搾取とその政治的支配の手段である身分差別によって、屈辱と貧困と抑圧の中に呻吟させられている」とする、いまわしき事実を遠い過去のこととするために、部落差別の構造的本質（三つの命題では、これまで「社会的存在意義」といつてきた）を現時点で綱領から削除することにねらいがあるのだろうか。

現に、政府の調査によっても生活保護世帯が全国平均に比べて部落の場合は、際立って高い数字を示しているし、大学、高校などの進学率もその低位性が歴然としている。ここを分析し、これを問題とせずして、どうして部落解放運動の勝利があり得ようか。

しかも、かかる差別の現実を温存し、助長しているの

は今日における日本社会の、主として経済的しくみとそれを基盤に成り立っている政治手法そのものであることを綱領に明記せずして、どうして部落解放運動の闘う基調となるであろう。

「経済の二重構造」の分析の深化こそ必要

現綱領は部落差別が存続し続ける社会的、経済的からくりを次のように分析している。

「資本主義の矛盾が深まれば深まるほど、これを糊塗しようとする管理主義の強化・分裂政策が行われ、部落差別の温存助長の政策もしだいに厳しいものになっている。このような状況において部落民は、今日もお就職・居住・教育・結婚などの市民的権利と自由が侵害され、農村では土地所有から、都市では近代的で安定した職場からしめだされている。そして部落の伝統的な産業は大資本に圧倒され、壊滅的打撃を受けている」

これらは「ロボット化・コンピューター化のもとにおいては、ますます人間疎外を強めている」とも分析している。

阪神大震災によって神戸市のケミカルシューズの下請

け、孫請けの仕事をしていた仲間たちが、甚大な被害を受けて、仕事を失う状況になっているのも、「同対審」答申が言うように「経済の二重構造」の今日版とみなければならない。

「わが同盟の組織は、『人間を尊敬することによって自ら解放せんとする』広範な部落大衆の結集体であり……と文字だけを並べてみても、人間を尊敬するということが、人間疎外をどんどん進めている今日の社会・経済の状況にふれずして、どうしてできるというのであろうか。

身分差別が存在しつづける社会的諸条件の分析を

部落差別が身分差別であることは、いまさらあえて言う必要もないほど、明確なものである。そうだからこそ、この身分差別なるものが、いかにして今日社会において存在しつづけているのかを綱領は明確にしなければならぬ。それは部落解放運動が展開する、身分差別を解消するための方法論にも重大な関係をもつからである。

今日の綱領改正案には、わずかに天皇制との関係を次のように書き込んでいるに過ぎない。

「明治政府は、一八七一年に『解放令』を出したが、単

なる『賤称廃止令』にとどまり、部落差別は解消されなかつた。それどころか、部落差別は、天皇制専制国家のもとで再編強化され、深刻な状況におかれるに至つた」

これでは歴史的事実を述べているに過ぎない。「部落差別を生み出し支える社会的諸条件の克服と人権確立にむけた闘いこそが、部落差別撤廃への確かな道である」（綱領改正案）と言つてみても、その肝心の「社会的諸条件」の分析がどこにも見あたらない。

日本資本主義の経済システムと部落差別

一九六〇年の綱領においては、それなりの分析がおこなわれている。

「明治維新の変革によつて封建的身分制度は廃止されたが、部落民は悲惨な生活と最低の社会的地位から解放されなかつた。それは維新後の資本主義発展の過程において支配階級が人民を搾取し支配するために封建的遺制を温存し利用したからである」

これが一九八四年の綱領となるに及んで、その差別を温存助長したことを歴史の事実に則して「維新後の資本主義発展の過程において、富国強兵・殖産興業をめざし

た支配階級が働くものを搾取し、支配するために封建的
遺制を温存し利用したからである」と明記している。

「日清」「日露」の戦争を通じて強化された天皇制権
力は、帝国主義的侵略と民族排外主義を押しすすめ、部
落差別を助長・拡大したのである」とつづいて、部落差
別を日本の歴史の事実展開とともに分析している。

綱領はみじかく、簡素にまとめるのが肝要というかも
しれない。しかし、綱領を通して差別の歴史的経過と、
それが今日社会のしくみの中に、どのようにしくまれて
いるかをわかるようにしなければ、部落解放運動が正し
い方向にすすんでいるかどうかを推しはかる目安の入れ
ようがなくなってくる。

同和対策関係法がすでに二十数年もの長きにわたり住
環境の整備などには相当の公費がつかまれている今日
のような時期においても、なお、悪質な差別事件が発生
する。それは、「同対審」答申がいうように実態的差別
と心理的差別の相互因果関係によるものであり、「差別
は単なる觀念の亡霊ではない」とするなら、やはり部落
差別を温存し助長し、これを利用しようとする支配階級
の意図を明らかにしなければならぬ。すでにこの小論
で指摘したように、そこには高度に発達した日本資本主
義の矛盾が、それをもって、表面を糊塗しながら、生き

のびていこうとする魂胆が見えてくる。差別をするもの、
されるものいづれもが今日の社会・経済のシステムの
中にあつては、いわゆる綱領改正案のいう「社会的諸条
件」の主要な原因に組み込まれて存在している。

一九八四年の綱領だから、その後の社会的条件の変化
というものはあるはずだ。それが経済の二重構造といわ
れる日本資本主義の今日的特質なのである。

この十年あまりの日本の社会の動いてきた実状をさぐ
りあてるポイントが存在する。

今回の綱領改正案では、トンとそこへの気配りは見あ
たらない。

日本における支配階級の利益を最も反動的に代弁する
役割を担っている小沢の新進党と選挙協力の覚書を交換
するぐらいだから、とても部落差別の根柢となつている
「社会的諸条件」の分析などおこなえるものではないと
の姿勢であろうか。

経済の二重構造と人間疎外

全国水平社の終末に近い時期、「天皇制軍国主義の苛
烈な弾圧の前に、終に侵略戦争への協力を余儀なくされ

た」と「痛恨の歴史」であったとの反省が綱領改正案の中でおこなわれている。

残念ながら、一九六〇年の綱領でも、一九八四年の綱領でも、この点だけは頬かぶりをしていた。今回の改正案はせっかくそこまで書き込んだということになれば、その精神的態度で、現状の部落解放運動を正しく分析する必要がある。

それは結果として、マイノリティの政治進出を阻むような小選挙区比例代表並立制に賛成し、総保守、総与党化体制に道を開くことであり、再び「痛恨の歴史」をくり返すかもしれないという危険なところに立たされていることを知らねばならない。

綱領改正案がいうように、「部落大衆の過酷な生活実態をも差別と見抜き、差別行政糾弾の闘いを組織した」と分析するぐらいなら、どうして経済の二重構造がもたらす搾取のしくみを見抜き、そこでももし出されている「人間疎外」「自己疎外」の社会的病理の分析をしないのであろうか。

部落差別とは所詮、それをするものも、されるものも支配階級が、「人間」の弱さというところに焦点を当てて、個々の人間の主体的力量を破壊しようとするものである。「上見て暮らすな、下見て暮らせ」の社会意識を

一般化し、すすんで部落差別と闘うことをしないような人間を造り出していることを綱領の中から落してはならない。

生産過程における「ロボット化・コンピューター化」をあえて、支配階級の管理主義の強化だと規定し、「ますます人間疎外を強めている」と現綱領では分析している。

このことには一切ふれない部落解放運動がつづけられるものなら、その枠内で、支配階級はわれわれの運動を許容しつつけるであろう。しかし、それは決して、われわれの要求をかなえるという水準のものではない。

頭をなでたり、多少のアメをなめさせる程度のもので、一昨年来、部落解放同盟が細川内閣と連帯すると言ってみたり、新進党と選挙協力の覚書を交わしたりしている姿は、まさに彼らの許容する限度の運動であることをこちら側からすすんで理解を求めようと演出しているとしたか言いようがない。

人権は不断の努力で闘い取るもの

部落差別の本質は「市民的権利が行政的に不完全にし

か保障されていない」ことと、われわれの運動は長らくにわたって規定してきた。

洋の東西を問わず、歴史の古今をかえりみても、人間の権利は、たゆみない闘争の成果として獲得できたのである。

とは言つても、のべつまくなしに、政治家や財界とケンカをすることをすすめているのではない。それは日本国憲法で明確に規定し、権力というものと人間なるもの緊張関係の必要性を読みとることである。

「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ……」（憲法第九十七条）と鮮やかに権利と闘争の関係をうたい上げている。

十三世紀におけるイギリスの「マグナカルタ憲章」もそうであるし、フランス市民革命も、やはり支配階級との激烈な闘争の結果、獲得したものである。

日本社会の今日段階においては、現状にマッチした闘争方法が存在するはずである。

部落差別の元凶をあいまいにすれば融和主義へ

「部落解放基本法」の制定という大運動・大事業のために、若干の妥協は許されるといふ考え方は、やがて大きな運動への損失をもたらすことになる。何よりも、全国の仲間に対して、知らず知らずの間に融和主義をはびこらせることになり、運動は求心力を失っていくのである。

今度の綱領改正案は、部落差別を温存しているものは誰であるか、その温存助長のシステムは何かということについては一切明らかにしていない。

八四年の綱領は「部落を差別し圧迫する元凶」という言葉を使っている。この運動の大衆団体たる性格を考慮に入れて、あえて「独占資本」という言葉を使うことが、総保守化時代に、浮いて孤立するといふなら、いくらでもそのことを理解するような言葉使いといふものがある。だが、そのような氣遣いはうかがえない。

「我々は『自主・共生・創造』の旗を高く掲げ……」と美辞麗句を並べて、「いよいよ部落の完全解放を展望しうる地平に位置している」と運動の現水準を謳歌している。全国にいまなお一千家所の部落は未組織のまま放

置されている。事業は未実施となつて行政のもたらす成果の一切を受けていないものが数多く存在することをあらためて考えてみなければならぬ。

「日の丸」「君が代」の強制はますますひどくなる一方である。新進党がねらつている天皇の「元首化」は『読売新聞』のキャンペーンとともにわれわれの身邊に迫ってくるであらう。

「部落の完全解放を展望しうる」ところまで来ているというなら、どうして、「部落解放基本法」制定要求が、いま重大なのかということになる。それは差別の現実が厳しいということの意味しているのではないのか。

部落解放運動は人間復権の闘い

水平社の綱領が明記した「吾等は人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に向つて突進す」の言葉は、権利獲得のために、人間は主体的力量を高めつつ、闘うものであるとの観点に立つものと解釈しなければならぬ。

このことを現綱領は次のような基調で、被差別部落の仲間と呼びかけている。

「部落解放は『人間性の原理に覚醒し、人類最高の完

成に』向かつて闘うことを誓つた人間復権の叫びであり、社会進歩の実現に向かう人間疎外克服の闘いである。われわれは輝かしい全国水平社の歴史に学び、不屈の闘いと伝統をうけ継いで、差別を克服しうるにたつた主体的人間をめざし、部落解放にたちはだからんとするものと徹底的に闘わなければならない」

もともと「解放が目的、事業は手段」という言葉は、部落解放の「主体的力量」を構築するために使われた言葉である。

最近では事業見直しという運動の転進（撤退）を含意し、さかんに「事業見直し」論が横行している。

運動の先進的役割を果たした地域にあつては、何と言つても、一千か所の未組織地域の仲間を含めて、完全解放への道を歩まねばならない。そこを忘れてしまえば、この伝統ある運動も最終的には歴史の批判にたえられるものとはならない。

部落解放基本法制定闘争にとつて、再び地対協が部落差別の現実をごまかし、「部落責任」論をふりまくかもしれない危険性が感じられる。その事態を直視し、綱領の論理性の正しさこそ大衆の求心力となることを確認しなければならぬ。

〈視界の相互性〉の拡幅をめざして

——ともいきみかずさんの批判にかかわつての再論

八木晃介（花園大学）

雑誌『こべる』九五年六月号に求められて「部落問題の現実についての点描」と題する短文を寄せましたが、これに対する批判文が『こべる』九五年一〇月号に掲載されました。これに対して、こべる編集部から「再論しはどうか」との勧誘があり、ことさら再論するほどのことはないとも思えてしばし逡巡したのですが、やはり再論した方が今後の議論の豊富化につながるかと考えられたので、ここに短文を認めることにいたしました。私のエッセーに反論された文章のタイトルには「問題のとらえ方がおかしいのではないか」とあり、筆者名は「ともいきみかず」とありましたが、私はこの方を存じあげません。

ともいさんの文章はまず「私たちが部落問題を色々とり上げて議論しようとする根拠は何か。それは、部落

差別があとを絶たないという現実があるからである」というパラグラフから出発していました。この点については、私も、別に異議はありません。しかし、続けて、「日本国憲法が保障する基本的人権が護られていないという現実を放置しておけないからである。部落問題は日本国憲法に関わる重大な問題であると、同対策審議会答申は指摘していることが唯一の理由である」と記述されているところはまったく同意できません。

ともいさんは、憲法と同対策答申の内容が、部落問題を議論するための唯一の根拠を提供していると理解しておられるように見えますが、私の考えでは、憲法や答申にいかなる記載があろうがなからうが、私が部落問題にかかわることとは相対的に無関係なのであります。早い話が、私が部落問題に社会関係と人間関係の本質的な問題性を見出して具体的にこの問題にかかわり始めたのは答申の出る前年（一九六四年）でありました。答申などあろうがなからうが、部落問題は存在したし、部落解放運動も闘われていたし、私自身、その中に身をおくことが私自身の存在証明でもあったのだと今にして確信するのです。

ともいさんの批判はまず、かつて私の授業の中で「部

落民宣言」をした学生についての私の叙述についてのものであります。「この紋所が目に入らぬか」と昂然たる調子で宣言した学生と、この学生が予定調和的に想定していたような他の学生たちの恐縮ぶりについて私は文章を少々綴ったのですが、それがともいさんには出身学生や宣言そのものへの全面批判と見えたようです。

部落民宣言それ自体についてはアイデンティティ論の観点からしても重要な意味がありますし、私もそれを高く評価する場合がありますが、しかし、それが被差別側の立場の絶対化の具現でしかなく、しかも、この問題を生産的に考察しようとしている集団の破壊をしか生み出さないような場合にはやはり批判的にとらえざるをえないと考えます。かつて部落解放同盟のある機関において二十歳代前半の若い書記局長が、自分の父親ほどの企業の人（多分地名総鑑購入企業の人事担当者で転勤か何かの挨拶に来ていた）に対して、足を応接セットのテーブルに投げ出しながら「まあ、すわれや」と傲然と命じている姿をみたことがあります。それとほぼ似通った雰囲気を私は宣言した学生に見出したのでした。部落差別が生み出す一つの間像というよりは部落解放運動が生み出した一つの、いわば負性の間像をそこに見てし

まったといってもよいと思います。

ともいさんはこの宣言のもつ雰囲気について、私が伝聞的に叙述しているように受け止めておられますが、私の文章を読んでいただければお分かりいただけるように、これは伝聞ではなく、私自身がその場にいたので。ともいさんは「私はむしろ、彼（彼女）の間違い（八木注）は臆する自分を奮い立たせて一気にまくし立てたんだらうなと思う。そうでもしなければ宣言できなかった。私なら『良く思い切つて、やったね』と励ましてやりたい」と記しておられますが、この場合は、そういう問題ではないのであつて、私はその場にいたからこそ、宣言に含まれた一定の不純をいわばエスノメソドロジカルに析出したのであります。その日の授業では障害をもつ学生が、一般論として、障害をもつ自分は障害をもつということによつて自分を強者にする（立場の絶対化）を倫理的に厳に慎まねばならないし、また障害者解放運動としても自戒しなければならぬことだ、といった内容を含む報告をしたのですが、件の部落民宣言はこの障害者学生の報告をおしつぶす役割を果たしたのであります。ともいさんの批判は、こうした状況的なコンテクストを抜きにした一方的な感情吐露と評価せざるをえ

ませんが、もちろん、詳細な叙述をしなかった私の責任をも多少はみとめなければなりませんまい。

私は、こうした学生を生み出す教育をやはり批判いたします。「よく思い切つてやったね」どころの騒ぎではないのです。「被差別者を中心にすえる教育」なるマニュアル的な言い方を私は揶揄的に表現しつつ、そうした教育の逆機能を指摘したのですが、こうしたレトリックもともいさんには通じなかつたようで、まことに残念です。「被差別者を中心にすえない同和教育はどんなものかも聞いてみたいものだ」というともいさんの反論がそのことを示しています。私が言いたかつたことは、真に「被差別者を中心にすえる教育」ならば、少なくともこうしたタイプの人間を生み出さないであろう、ということとでありました。私はこのような形態で部落民宣言する学生を生み出した部落解放教育の問題性を感得しないではいられませんでしたし、心情的な表現をすれば、このような教育を受けてきたであろうこの学生にある種の痛ましさを感得しないではいられなかつたのです。

さらに、ともいさんは「八木氏の頭の中には『部落があるから差別する人が出てくる』と思つているのではないか」と書いておられますが、これは批判ではなく、も

はや言いばかりでしかないのではありますまいか。他人の思想を想像するのは自由だとしても、それにはそれなりの手続きというものがあると思うのです。ここでは、私は次のように叙述していたのでした。「もちろん一般的にいえば、依然として差別問題は差別する側の問題である。そのことはまさに自明であるのだが、しかし、これからはこうしたスタンスだけではもう二進も三進もいかないであろうことを予感している。通俗的な〈被差別者への責任転嫁〉ではない意味での被差別者への問いかけなくして真の連帯などありえないというきわめて初歩的な認識に立ち戻つただけだといえは言える」と。

私が、部落解放運動の現状に言及するに際して、「今、私は、被差別部落出身者ではない私がなぜこのような物言いをなしているのかという自省を含みつつ論述しているのだが」と記した所に、ともいさんは噛みついてこられました。「私は部落やない、という言葉ほど酷い差別はない」と、私を差別者の位置にまでひきずりおろしてくださつたのです。

私のコンテクストは、現時点において部落外にあるものが部落解放運動を批判する場合の、いうなれば倫理性や論理的妥当性の問題を自己に問うという内実を含んで

いるのであって、私が部落出身ではないということ強調しているわけではないのです。仮に、ともいさんの文章に身を寄せて考えてみても、やはり、その論理は成立いたしません。なぜなら、〈部落民〉なる存在が厳密な意味で社会的な定義過程の産物であるというのと同じように、私は「非部落民」なる社会的定義過程の中にあるというだけのことであるからであります。文脈をみていただければ明らかのように、私は自分が部落出身であるか否かを問題にしているわけではないこと、このことは明瞭ではありませんか。それがなぜ「酷い差別」になるのか、ここはとくと、ともいさんの説明を受けねばならぬと考えます。さすがの私もこうしたレベルで〈差別者〉のレイベリングを甘受することは、この場合、できぬと考えるからであります。

繰り返しますが、差別の責任は、どの差別問題の場合でも、あげて差別する側に帰属いたします。このことは差別問題を考える上での方法的あるいは倫理的な意味でのアルファでありオメガなのです。この点は、ともいさんの所論と一致しますが、しかし、そのことがただちに被差別者側の倫理的、思想的頹廢を正当化するものではありません。もつとも差別者側に属する者が被差別者側

に属する者を、如何なる意味においても絶対に批判する資格を欠いているというのなら話は別ですが、最員の引き倒しをもつて〈連帯〉などと言いならわす地平は、おたがいにもうそろそろ卒業したいものだと思うのです。「部落民以外はみな差別者である」とか「日常生活する問題で部落民にとって不利益な問題はすべて差別である」という言説を、私は私の三十年間にわたる私なりの部落解放運動への参加の歴史をかけて、もはや絶対に認めるわけにはいかないのです。私はかつて、北九州市における部落解放同盟中堅幹部によるいわゆる〈土地転がし事件〉をあるメディアをつうじて批判したことがあります。その時、部落解放同盟中央本部は一過的に私を〈差別者〉として定義し、私を東京・六本木の中央本部に呼んで糾弾しようとした。部落解放運動や部落解放同盟を同志的に批判することすらが差別であるのなら、私は〈差別者〉としてのレイベリングにあまんじてもよいとさえこの時考えましたが、当然のことに、この糾弾は不発に終わりました。部落解放同盟はともいさんが考えておられるよりも、ギリギリのところでは、やはり正統なのだとは私は評価しているのですが、いかがでしょうか。

歴史の研究には、人が暮らし、働
き、遊ぶなどした場所を正確にとら
えることが不可欠で、そのためには

その時代、その地域の地図(古地
図)がぜひとも必要です。古地図に
よって文書史料ではわからなかった
ことがわかってくる、見えなかった
ものが見えてくる。それは部落史の
研究にとつても同じで、古地図がは
たす役割の重要性は師岡佑行さんの
文章「古地図の復権」によつていつ
そう明らかになつたと言えます。

しかし、あいかわらず問題は、現
代の被差別部落に直結しうる古地図
の復刻が、部落の人々の思いや願い
と、どこでどのようにつながるかに
あるようです。合評会での議論を聞
いているあいだ、わたしはなんとも
言えないもどかしい気持をもてあま
していました。そのもどかしさは、

古地図だけでなく部落の地名につい
てどのように対応するのが正解なの
か、わたし自身きちんと考え切れ
ないことからきています。

古地図上の地名、呼称をそのまま
に公開することが差別の拡大助長に
つながるかもしれない。部落の人々
に痛みを与えるかもしれない。古地
図を復刻する人・展示する人・閲覧
に供する人それぞれに悩みを抱えた
上での選択がせまられる。部落の
人々の思い・願いを考慮しないで復
刻・展示・閲覧提供に踏み切るわけ
にはいかなないとすれば、地名・呼称を
消したり、隠したりするしかないとい
うのも、一つの選択ではあります。
大切なのは、選択にあたってどのよ
うな議論がなされたかであり、その
選択に関して公開の討議がなされる
ことではないでしょうか。合評会の
あとで、わたしなりにひとまず考え
たのはこんなところですが、まだす

つきりしない。やはりここは運動の
視点を導入するほかありませんまい。

部落解放運動とは、歴史的に形成
された特定の地域とそこに住む人々
およびかつてそこに住んだことのあ
る人々とその子孫を特異視・特別視
する差別と闘い、人と人との関係を
差別・被差別の呪縛から解き放つこ
とをめざすものである以上、運動は、
個々人が地域・地名に押しつけられ
る「意味づけ」にたじろがず、それ
に立ち向かえるように励まし支える
ことから始まるのです。なぜなら、
差別する人による「意味づけ」を、
みずからの内面で無意味なものにす
る営みが不断になされないと、「意
味づけ」に振りまわされかねないか
らです。部落解放運動が古地図や地
名に対して示す揺れは課題の重さの
現れでもあります。そろそろ根源
的に考える時期にきているように思
います。

(藤田敬一)

鴨水記―番外篇

本誌の編集責任者でもある藤田敬一さんの個人誌『同和はこわい考』

「通信」が百号を数えた。ひとくちに百というが、八年と四カ月、ほぼ毎月、藤田さんはワープロ、最近ではパソコンのキーをたたいて文章を打ち出し、印刷し、封筒に入れ、宛名を張り(当初は、こだわって手書きだった)、封をし、郵便局まで行つてわたしたちのところへ送り出してきた。

聞けばその数は五百通を越えるという。ときには短いメモが書き加えられていて、思わず微笑んでしまう。だれにもできることではなく、とりわけ、わたしのような不精者にとつてはただただ感嘆のほかない。しかし、これは不精者であるとか、なにかではなく、もっと深いところに根ざしているように思う。

藤田さんは、自分以外の何者をも代表しないで自らの考えを示すことがいま一番大切だと主張しつづけてきた。今年で一二回目を迎えた部落

問題全国交流会にしても、その基調はここにある。なによりもひとひととの関係にまで問題を掘り下げることをもとめる。ささやかながら、

これ自体が硬直し切つた運動の現状にたいする厳しい批判となつている。それはテーゼなんかでなく、いま

をどのように生きるのかを問うているのだが、百回に及ぶ通信は実践を通しての藤田さんの回答だ。『同和はこわい考』をめぐるさまざまな反響と読者の意見をていねいに紹介し、それに藤田さん自身の考えをコメントする。読者との対話である。一対一の関係を越えて、そのやりとりがわたしたちの心にそのまま入り込む。いまだき奇特な通信である。

藤田さんの通信を読んでいないひとには、こんな話にはた迷惑かもしれない。仲間内のナレアイと受け取るひともおられよう。しかし、通信百号のもつ意味を知っていたら、本欄を借りて一言述べさせてもらつた。ご寛恕を乞う。なお藤田さん

の通信をお読みになりたいひとは、岐阜市西改田字川向一八七四 藤田敬一まで連絡されたし。(師岡佑行)

藤田敬一さんを囲んで——『同和はこわい考』通信百号おめでとう会、を左記のように計画いたしました。ぜひご参加下さい。

呼びかけ人 師岡佑行

日時 十一月二十五日(土) 午後五時

(こべる合評会終了後) 七時

場所 がんこ京都三条本店(三条木屋町通り東入ル北側)

TEL〇七五―二五五―一二二八

会費 五〇〇〇円

申し込み先 阿畔社こべる事務局

TEL〇七五―二五五―一三六四

Fax〇七五―二二一―四八七〇

※会場の手配の都合上、十一月十五日までにお願ひします。

『こべる』合評会のお知らせ

十一月二十五日(土) 午後二時より

報告者 住田一郎

部落を名乗る意味——畑中敏之

『部落史』の終わり』を読んで

於 京都府部落解放センター

第二会議室

TEL 〇七五―四一五―一〇三〇

改訂「保育所保育指針」(1990年)の新たな
保育目標の確かな実践のために——

保育所保育指針より

「人権を大切にできる心を 育てる」保育

—— 同和保育の運動に学ぶ ——

仲田 直 著

「子どもの権利条約」の発効(1994年)をみた今日、
多くの成果を生んできた同和保育に学びながら、確
かな人権保育をすすめるための手引書。

[内容]子どもの教育と子どもの権利/就学前教育の歴史と現状/同和
保育の歩みと現状/人権保育の視点と展開/同和・人権保育Q&A/
資料編(教育基本法・改定保育所保育指針・幼稚園における同和教育
に関する配慮事項について(文部省)・国際連合 子どもの権利宣言・
子ども(児童)の権利に関する条約・同和对策審議会答申・厚生省同
和保育基本方針(案)・「同和保育について」の作成について(同和保育
17号通達)・児童憲章

A5判 136頁 並製 定価 1,300円(本体 1,262円)

阿吽社 京都市上京区寺町今出川上ル4丁目鶴山町14 |
TEL 075(256) 1364 FAX 075(211) 4870

発売 阿吽社 / 京都市上京区寺町今出川上ル四丁目鶴山町14 Tel 075-256-1364 Fax 075-211-4870